

紀北町ホームページ広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、紀北町有料広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、紀北町がインターネット上に公開しているホームページのトップページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第2条 要綱第4条に規定するホームページへの広告の掲載位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

(1) 広告の位置 トップページの所定の位置

(2) 枠数 9枠

2 前項の広告の掲載位置は、町長が指定した位置とする。

3 掲載広告は、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）1人当たり1枠を限度とする。

(広告の種類)

第3条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

(1) 天地 60ピクセル

(2) 左右 150ピクセル

(3) 4キロバイト以内

(4) GIF89A形式（静止画に限る）

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、3か月単位とする。

2 広告は、各月の10日から掲載を開始し、3か月後の10日をもって終了するものとする。

3 広告掲載開始日又は広告掲載終了日が紀北町の休日を定める条例（平成17年紀北町条例第2号）第1条に規定する休日にあたる場合の広告掲載開始日又は広告掲載終了日は、町が別に定める。

4 広告掲載期間中に町の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数切捨て）に相当する期間について広告掲載期間を延長するものとする。

(掲載料金)

第6条 広告の掲載料金は、1枠当たり月額3,000円（消費税込み）とする。

(広告の申し込み)

第7条 広告の申し込みは、要綱第6条に基づくものとし、次の資料及び原稿を添付するものとする。

- (1) 広告原稿（バナーの電子データ）
- (2) URL（リンクするホームページ）
- (3) トップページがわかる書類
（広告の禁止表現）

第8条 広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反する動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (3) 実際に機能しないもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと町が認めるもの
（その他）

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。